

開会

事務局より

- ・委員数8名に対し7名出席、伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例第18条の2に基づき、会議が成立していることを宣言。
- ・伊賀市情報公開条例第35条の規定に基づき、本会議を公開とする。

1. あいさつ（副委員長）

- ・参集いただいたことへのお礼
- ・今回の運営委員会の議題について

2. 協議事項

（1）平成29年度伊賀市勤労者福祉会館使用状況について

-事務局説明-

意見なし

（2）平成29年度伊賀市勤労者福祉会館運営費の状況について

-事務局説明-

委員：指定管理余剰金に繰入金も含まれているか。また、繰入金の使途は何か。

事務局：余剰金に繰入金も含まれている。繰入金は利用者のコピー使用料である。収入科目が正しいか否かは伊賀地区労働者福祉協議会へ確認する。

（3）平成30年度伊賀市勤労者福祉会館運営費について

-事務局説明-

意見なし

（4）公共施設最適化計画と会館について

-事務局説明-

勤労者福祉会館の今後のあり方について状況が変化している。

旧消防庁舎跡地移転後の施設供用を2020年4月にできるよう調整をしているので、当館の指定管理を2019年3月で終了後、2019年4月から2020年3月の1年間、指定管理を延長する方向で検討している。

委員：旧消防庁舎跡地への移転のスケジュールはどうか。

事務局：旧消防庁舎は現状のままでは使用できず改修する必要がある。その改修のための設計費を、最速で2018年12月議会で上程できるよう庁内で調整し、議会の承認が得られれば、2019年度中に改修を行い、2020年4月に供用できるよう担当部署で協議している。

委員：現在、入居している団体は全て移転先施設に行けるのか。

事務局：事務局としては、そのように要望する予定である。但し、移転先施設の設置条例の関係上どうなるかは現時点では分からない。

委員：移転先施設は、会議室はあるのか。

事務局：現在、施設の間取りは未定である。おそらく現在の間取りを活かして使用するのではないか。

委員：旧消防庁舎跡地へ移転できないとなった場合は、他に移転先はあるのか？

事務局：他に移転先は無いのが現状である。事務局として引き続き検討を行う。

(5) その他

意見なし